

動物愛護管理法の法令・基準等

	頁
○ 動物の愛護及び管理に関する法律 ······	2
(昭和 48 年法律第 105 号)	
○ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令 ······	18
(昭和 50 年政令第 107 号)	
○ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 ······	19
(平成 18 年環境省令第 1 号)	
○ 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目 ······	32
(平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 20 号)	
○ 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目 ······	38
(平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 21 号)	
○ 特定動物の飼養又は保管の方法の細目 ······	41
(平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 22 号)	
○ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 ······	47
(平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号)	
○ 展示動物の飼養及び保管に関する基準 ······	53
(平成 16 年 4 月 30 日環境省告示第 33 号)	
○ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準 ······	61
(平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号)	
○ 産業動物の飼養及び保管に関する基準 ······	66
(昭和 62 年 10 月 9 日総理府告示第 22 号)	
○ 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置 ······	68
(平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 23 号)	
○ 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置 ······	71
(平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 26 号)	
○ 動物の殺処分方法に関する指針 ······	74
(平成 7 年 7 月 4 日総理府告示第 40 号)	

○ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本指針等（第五条・第六条）

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則（第七条—第九条）

第二節 動物取扱業の規制（第十条—第二十四条）

第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置（第二十五条）

第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第二十六条—第三十三条）

第五節 動物愛護担当職員（第三十四条）

第四章 都道府県等の措置等（第三十五条—第三十九条）

第五章 雜則（第四十条—第四十三条）

第六章 罰則（第四十四条—第五十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

(普及啓発)

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのつとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物愛護週間)

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基
本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
 - 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
 - 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、
関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公
表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及
び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）
を定めなければならない。

- 2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
 - 三 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
 - 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関
係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項
 - 五 その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、
あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞な
く、これを公表しなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者とし
ての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、
又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、
動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのない
ように努めなければならない。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の
疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めな
ければならない。

- 3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるよう努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするために、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について、動物の所有者又は占有者に対する指導その他の必要な措置を講ずることができる。

第二節 動物取扱業の規制

(動物取扱業の登録)

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第二十五条第一項及び第二項並びに第四節において同じ。）の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第二十二条第一項に規定する者をいう。）の氏名
 - 四 その営もうとする動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法
 - 五 主として取り扱う動物の種類及び数

六 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項

- イ 飼養施設の所在地
- ロ 飼養施設の構造及び規模
- ハ 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

（登録の実施）

第十一條 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

四 第十条第一項の登録を受けた者（以下「動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその動物取扱業者の役員であった者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

五 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 第十条第二項及び前二条の規定は、前項の更新について準用する。
- 3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第十四条 動物取扱業者は、第十条第二項第四号に掲げる事項を変更し、又は飼養施設を設置しようとする場合には、あらかじめ、環境省令で定める書類を添えて、同項第四号又は第六号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 動物取扱業者は、第十条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項に変更(環境省令で定める軽微なものを除く。)があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十一条及び第十二条の規定は、前二項の規定による届出があつた場合に準用する。

(動物取扱業者登録簿の閲覧)

第十五条 都道府県知事は、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十六条 動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - 五 その登録に係る動物取扱業を廃止した場合 動物取扱業者であつた個人又は動物取扱業者であつた法人を代表する役員
- 2 動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第十八条 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により動物取扱業者の登録を受けたとき。
 - 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
 - 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。
 - 四 第十二条第一項第一号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなつたとき。
 - 五 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく处分に違反したとき。
- 2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第二十一条 動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(動物取扱責任者)

第二十二条 動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならぬ

い。

- 2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第五号までに該当する者以外の者でなければならない。
- 3 動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

（勧告及び命令）

第二十三条 都道府県知事は、動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、動物取扱業者が前条第三項の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び前三条の規定の施行に必要な限度において、動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 周辺の生活環境の保全に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前二項の規定による勧告又は命令に關し、必要な協力を求めることができる。

第四節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 特定動物の種類及び数
- 三 飼養又は保管の目的
- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第五号及び第六号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十九条第一項の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第二十八条 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
- 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第二十七条第一項第二号ハに該当することとなつたとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく处分に違反したとき。

（環境省令への委任）

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

（飼養又は保管の方法）

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

（特定動物飼養者に対する措置命令等）

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び検査）

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該

特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五節 動物愛護担当職員

第三十四条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第二十四条第一項又は前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

- 2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するもののもつて充てる。

第四章 都道府県等の措置等

（犬及びねこの引取り）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

- 2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。
- 3 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項（前項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。
- 5 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 6 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の

死体を収容しなければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第三十七条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項の規定による犬又はねこの引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言すること。

三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援すること。

四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第五章 雜則

(動物を殺す場合の方法)

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関するべき基準を定めることができる。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第四項、第十二条第一項、第二十一条第一項、第二十七条第一項第一号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項の事態の設定又は第三十五条第五項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。
 - 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
 - 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者

- 二 不正の手段によって第二十六条第一項の許可を受けた者
- 三 第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで動物取扱業を営んだ者
- 二 不正の手段によって第十条第一項の登録（第十三条第一項の登録の更新を含む。）を受けた者
- 三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第二十三条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項若しくは第二項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条第一項又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十九条 第十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (平成一七年六月二二日法律第六八号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

- 2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施

行日」という。)において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第三条 新法第十二条第一項、第二十一条第一項及び第二十七条第一項第一号の基準の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聞くことができる。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に新法第十条第一項に規定する動物取扱業(以下単に「動物取扱業」という。)を営んでいる者(次項に規定する者及びこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「旧法」という。)第八条第一項の規定に違反して同項の規定による届出をしていない者(旧法第十四条の規定に基づく条例の規定に違反して同項の規定による届出に代わる措置をとっていない者を含む。)を除く。)は、施行日から一年間(当該期間内に新法第十二条第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、新法第十条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長とする。次条第三項において同じ。)の登録を受けた動物取扱業者とみなして、新法第十九条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二項、第二十一条、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条の規定に基づく条例の規定による許可を受けて新法第二十六条第一項に規定する特定動物(以下単に「特定動物」という。)の飼養又は保管を行っている者は、施行日から一年間(当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、同項の許可を受けないでも、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、同項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更(環境

省令で定める軽微なものを除く。) をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。

- 3 第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、その者を当該特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新法第三十一条、第三十二条（第三十一条の規定に係る部分に限る。）及び第三十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(条例との関係)

第八条 地方公共団体の条例の規定で、新法第三章第二節及び第四節で規制する行為で新法第六章で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているもの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四

十八号) 第三百三十四条(理事等の特別背任)の罪」とする。

- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第二百五十七条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

○ 動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号）

内閣は、動物の保護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第七条第一項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定動物）

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）別表第一の下欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。

（国庫補助）

第二条 法第三十五条第六項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の二分の一以内の額について行うものとする。

別表（第 1 条関係）：略

○ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（登録の申請等）

第二条 法第十条第二項の動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。

2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 二 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第十二条第一項第一号から第五号までに該当しないことを示す書類
- 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第五号までに該当しないことを示す書類
- 四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）
 - イ ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。）
 - ロ 照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。）
 - ハ 給水設備
 - ニ 排水設備
 - ホ 洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。）
 - ヘ 消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。）
 - ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
 - チ 動物の死体の一時保管場所
 - リ 餌の保管設備
 - ヌ 清掃設備
 - ル 空調設備（屋外施設を除く。）

ヲ 遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。）

ワ 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を営もうとする者に限る。）

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するものほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 営業の開始年月日

二 法人にあっては、役員の氏名及び住所

三 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

四 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員の氏名

5 都道府県知事は、法第十条第一項の登録をしたときは、申請者に対し様式第二による登録証を交付しなければならない。

6 動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第十四条第二項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。

7 前項の規定による登録証の再交付の申請は、様式第三による申請書を提出して行うものとする。

8 登録証の交付を受けた者は、その登録証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。

9 登録証を有している者（第二号に掲げる場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる場合は、その日（登録を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して三十日を経過する日までの間に、登録証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

一 登録を取り消されたとき。

二 法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第六項の規定により登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を見し、又は回復したとき。

(登録の基準)

第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。

- 二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者及び貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第七号までに定める内容に適合していること。
- 三 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。
- 四 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。
- イ 営もうとする動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。
- ロ 営もうとする動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。
- ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。
- 五 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、前号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当する者であること。
- 六 事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。
- 2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。
- 一 飼養施設は、前条第二項第四号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。
- 二 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。
- 三 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
- 四 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。
- 五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
- 六 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保すること。
- 七 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。
- イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。

- ロ 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
- ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。
- ニ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
- ホ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
- ハ 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。

(登録の更新)

第四条 法第十三条第一項の規定による登録の更新の申請は、当該登録の有効期間が満了する日の二月前から有効期間が満了する日までの間（以下この条において「更新期間」という。）に、様式第四による申請書を提出して行うものとする。

- 2 二以上の動物取扱業の登録を受けている者であって、当該二以上の登録のうち前項の規定により登録の更新を申請することができるもの（次項において「更新期間内登録」という。）の登録の更新を申請するものは、前項の規定にかかわらず、他の動物取扱業の登録に係る更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定により更新期間前の登録の更新の申請があった場合には、当該登録の更新をすることができる。この場合において、更新期間前に登録の更新がされた動物取扱業の登録の有効期間は、更新期間内登録が更新された場合における当該更新期間内登録の有効期間の起算日から起算するものとする。
- 4 第二条第五項から第九項までの規定は、法第十三条第二項の登録の更新について準用する。

(変更の届出)

第五条 法第十四条第一項の届出は、法第十条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては様式第五による届出書を、飼養施設を設置しようとする場合にあっては様式第六による届出書を提出して行うものとする。

- 2 法第十四条第一項の環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 販売業者（登録を受けて販売業を営む者をいう。以下同じ。）又は貸出業者（登録を受けて貸出業を営む者をいう。以下同じ。）が法第十条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとする場合 様式第一別記により業務の実施の方法を明らかにした書類
 - 二 飼養施設を設置しようとする場合 第二条第二項第四号に規定する書類
- 3 法第十四条第二項の規定による届出は、様式第七による届出書を提出して行うものとする。
- 4 法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第十条第

一項の登録を受けたとき（法第十四条第一項又は第二項の規定による届出をしたときにあっては、その届出をしたとき。この号及び次号において同じ。）から通算して、法第十条第一項の登録を受けたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

二 ケージ等、洗浄設備、消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備及び訓練場に係る変更であって、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたときから通算して、当該設備等を備える飼養施設の延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

イ 設備等の増設

ロ 設備等の配置の変更

三 照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更

四 第二条第二項第四号に掲げる設備等に係る変更であって、現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

五 飼養施設の管理の方法の変更

5 法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法人である場合であって、名称、住所又は代表者の氏名に変更があった場合 第二条第二項第一号に規定する書類

二 法第十条第二項第三号に掲げる事項に変更があった場合 第二条第二項第三号に規定する書類

三 法第十条第二項第六号イ又はロに掲げる事項に変更があった場合 第二条第二項第四号に規定する書類

四 法人である場合であって、役員に変更があった場合 第二条第二項第二号に規定する書類

6 都道府県知事は、法第十四条第一項及び第二項に基づく変更の届出をした者に対し、前項の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

(廃業等の届出)

第六条 法第十六条第一項の届出は、様式第八による届出書を提出して行うものとする。この場合において、有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、これを添付しなければならない。

(標識の掲示)

第七条 法第十八条の標識の掲示は、様式第九により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所で営業をする場合にあっては、併せて、様式第十により第一号から第五号までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行

うものとする。

- 一 動物取扱業者の氏名（法人にあっては名称）
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 登録に係る動物取扱業の種別
- 四 登録番号
- 五 登録の年月日及び有効期間の末日
- 六 動物取扱責任者の氏名
(遵守基準)

第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 販売業者にあっては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。
- 二 販売業者及び貸出業者にあっては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。
- 三 販売業者及び貸出業者にあっては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。
- 四 販売業者にあっては、販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を顧客に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて顧客に署名等による確認を行わせること。ただし、動物取扱業者を相手方として販売をする場合にあっては、口から又までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。
 - イ 品種等の名称
 - ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
 - ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 - ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - ホ 適切な給餌及び給水の方法
 - ヘ 適切な運動及び休養の方法
 - ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
 - リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
 - ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ル 性別の判定結果

- ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
- ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- カ 生産地等
- ヨ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
- タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
- レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によつても知ることが困難であるものを除く。）
- ゾ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

五 販売業者にあっては、契約に当たつて、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行つた動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取つた疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

六 貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たつて、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を提供すること。

- イ 品種等の名称
- ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ハ 適切な給餌及び給水の方法
- ニ 適切な運動及び休養の方法
- ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病的種類及びその予防方法
- ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ト 性別の判定結果
- チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- リ 当該動物のワクチンの接種状況
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

七 第四号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認並びに第六号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第十一により記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。

八 前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。

（動物取扱責任者の選任）

第九条 法第二十二条第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

- 一 第三条第一項第四号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当すること。
- 二 事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

(動物取扱責任者研修)

第十条 都道府県知事は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している動物取扱業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による開催の通知を受けた動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。
- 3 動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。
 - 一 一年に一回以上受けさせること。
 - 二 一回当たり三時間以上受けさせること。
 - 三 次に掲げる項目について受けさせること。
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）
 - ロ 飼養施設の管理に関する方法
 - ハ 動物の管理に関する方法
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、動物取扱業の業務の実施に関する事項

(動物取扱業に係る立入検査の身分証明書)

第十一條 法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

(周辺の生活環境が損なわれている事態)

第十二条 法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。

- 一 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音
- 二 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気
- 三 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛
- 四 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

(飼養又は保管の許可を要しない場合)

第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合
- 二 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 三 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合
- 四 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 六 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 八 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 十 法第二十六条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、三日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合（当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する三日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに様式第十三によりその旨を通知したものに限る。）
- 十一 法第二十六条第一項の許可を受けた者が死亡し、又は解散に至った場合で、相続人又は破産管財人若しくは清算人が、死亡し、又は解散に至った日から六十日を超えない範囲内で、当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合
- 十二 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に同法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律第十六条の規定に基づく条例の規定により届出をして法第二十六条第一項に規定

する特定動物の飼養又は保管を行っている者が、改正法の施行の日から一年間（当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）引き続き当該特定動物の飼養又は保管をする場合（その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。）

（許可の有効期間）

第十四条 法第二十六条第一項の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、五年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする。

（飼養又は保管の許可の申請）

第十五条 法第二十六条第二項の許可の申請は、特定飼養施設の所在地ごとに様式第十四による申請書を提出して行うものとする。

- 2 法第二十六条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図
 - 二 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第二号のイからハまでに該当しないことを説明する書類
 - 三 申請に係る特定動物に既に第二十条第三号に定める措置が講じられている場合にあっては、当該措置の内容ごとに次に定める書類
 - イ マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。）による場合 獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書
 - ロ 脚環による場合（鳥綱に属する動物に限る。） 当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真
- 3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するものほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 法第二十六条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該特定動物の数及び当該特定動物に係る第二十条第三号に規定する措置の内容に係る情報
 - 二 法人にあっては、役員の氏名及び住所
 - 三 特定動物の主な取扱者
- 5 都道府県知事は、法第二十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し様式第十五による許可証を交付しなければならない。
- 6 特定動物飼養者は、許可証を失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は法第二十八条第三項の規定に基づく届出をしたときは、当該許可に係る都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

- 7 前項の規定による許可証の再交付の申請は、様式第十六による申請書を提出して行うものとする。
 - 8 許可証の交付を受けた者は、その許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。
 - 9 許可証を有している者（第二号に掲げる事由が発生した場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる事由が発生した場合は、その事由が発生した日（許可を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
 - 一 許可を取り消されたとき。
 - 二 許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）、又は解散したとき。
 - 三 第六項の規定により許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を見し、又は回復したとき。
- （飼養又は保管の廃止の届出）

第十六条 特定動物飼養者は、第十四条の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、様式第十七により、許可を受けた都道府県知事にその旨を届け出ることができる。この場合において、有効期間内にある許可に係る許可証を有している場合は、これを添付しなければならない。

- 2 前項の届出があった場合には、当該届出に係る許可は、都道府県知事が当該届出を受理した日に、その効力を失う。

（許可の基準）

第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。
 - イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
 - ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。
 - ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限り

でない。

- 二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不適当と認められること。

(変更の許可)

第十八条 法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、様式第十八による申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

- 2 法第二十六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に、変更後の特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図を添付するものとする。
- 3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 第十五条第五項から第九項までの規定は、法第二十八条第一項の変更の許可について準用する。

(変更の届出)

第十九条 法第二十八条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法人にあっては、役員の氏名及び住所
- 二 特定動物の主な取扱者
- 2 法第二十八条第三項の届出は、様式第十九による届出書を提出して行うものとする。

(飼養又は保管の方法)

第二十条 法第三十一条の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。
- 二 特定動物の飼養又は保管の状況を定期的に確認すること。
- 三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。ただし、改正法附則第五条第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、この限りでない。
- 四 前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。

(特定動物に係る立入検査の身分証明書)

第二十一条 法第三十三条第二項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。

(申請書及び届出書の提出部数)

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

別表（第3条第1項関係）：略
様式第1から**様式第21**まで：略

○ 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

(平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 20 号)

(用語)

第1条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則において使用する用語の例による。

(飼養施設の管理)

第2条 飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。
- 二 1 日 1 回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。
- 三 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを 5 年間保管すること。
- 四 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。
- 五 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。
- 六 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。
- 七 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。
- 八 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

(設備の構造及び規模)

第3条 飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。

- 一 ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- 二 ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。
- 三 ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。

四 ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。

(設備の管理)

第4条 飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。
- 二 ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。
- 三 ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。
- 四 ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。
- 五 保管業者及び訓練業者にあっては、前号に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
- 六 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施錠設備を備えること。

(動物の管理)

第5条 動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。
 - イ 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとすること。
 - ロ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。
 - ハ ケージ等に入る動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとすること。
- 二 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入る動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。
- ホ 幼齢な犬、ねこ等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管すること。
- ヘ 保管業者及び訓練業者にあっては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。

- ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。
- チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。
- リ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。
- ヌ 販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。
- ル 展示業者及び訓練業者にあっては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようすること。
- ヲ 貸出業者にあっては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されること。
- ワ 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。
- カ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。
- ヨ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。
- タ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。
- レ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあっては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。
- 二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。
- イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。
- ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。
- ハ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

ニ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ホ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

三 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかるのを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあっては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

四 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

イ 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。

ロ 輸送中は、常時、動物の状態を目視（監視カメラ等を利用して行うものを含む。）により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

ハ 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとすること。

ニ 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

ホ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

ヘ 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

ト 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守

るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

チ 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

リ 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。

五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

六 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。

イ 動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

ロ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

ハ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

ニ 動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

（他の遵守すべき基準）

第6条 第2条から前条までに掲げるもののほか、動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。

イ 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。

ロ 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実に反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること

等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

二 販売業者にあっては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む。）により表示すること。

イ 品種等の名称

ロ 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報

ハ 性別の判定結果

ニ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）

ホ 生産地等

ヘ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

三 法第22条第3項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。

四 動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

五 動物の仕入れ、販売等動物の取引を行うに当たっては、その相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては動物の取引を行わないこと。

○ 特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目

(平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 21 号)

(用語)

第 1 条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
 - イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動することができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - ロ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては金網の目の大きさが、特定動物が通り抜けることのできないものであること。
 - ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - ホ 外部との出入口の戸には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
 - ヘ 給排水設備を通じて特定動物が外部に逸走できないよう当該設備に逸走防止措置が講じられていること。
 - ト 法第 26 条第 1 項の許可の申請者（以下単に「申請者」という。）が維持管理する権原を有していること。
- 二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
 - イ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ロ 拥壁式又は空堀式の施設にあっては、特定動物の逸走を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。
 - ハ 柵式の施設にあっては、特定動物の逸走を防止するため、返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - ニ 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定動物が通り抜けることのできないものであること。
 - ホ 電気柵を設ける場合にあっては、停電時に直ちに作動させることのできる発電機その他の設備が設けられていること。

- ヘ 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定動物の逸走を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - ト 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - チ 外部との出入口の戸には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
 - リ 給排水設備を通じて特定動物が外部に逸走できないよう当該設備に逸走防止措置が講じられていること。
 - ヌ 申請者が維持管理する権原を有していること。
- 三 「移動用施設」とは、特定動物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
- イ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ロ 特定動物の出し入れ、給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - ハ 開口部のふた、戸等には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定動物が逸走できないよう開口部を封じることができる場合は、この限りでない。
 - ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定動物の逸走できない大きさ及び構造であること。
 - ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。
- 四 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
- イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動することができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - ロ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ハ 特定動物の出し入れ、給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - ニ 開口部のふた、戸等には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定動物が逸走できないよう開口部を封じることができると場合は、この限りでない。
 - ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定動物の逸走できない大きさ及び構造であること。
 - ヘ 申請者が維持管理する権原を有していること。

(特定動物の種類ごとに定める特定飼養施設)

第2条 特定飼養施設は、次の各号に定める特定動物の種類ごとに次のとおりであること。

- 一 哺乳綱に属する動物 オリ型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（前条第3号亦に掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。
- 二 鳥綱に属する動物 オリ型施設等、擁壁式施設等（だちよう目に属する動物に限る。）又は移動用施設のいずれかであること。
- 三 爬虫綱に属する動物 オリ型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

○ 特定動物の飼養又は保管の方法の細目

(平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 22 号)

(用語)

第1条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（許可を受けていることを明らかにするための措置）

第2条 規則第 20 条第 3 号に規定する環境大臣が定める措置は、特定動物の種類ごとに次に掲げるとおりとする。

一 哺乳綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第 3 欄に定める部位に国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号に適合するマイクロチップ（以下「規格マイクロチップ」という。）の埋込みを行い、獣医師が発行したマイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、飼養又は保管を開始した日から 30 日以内（ハに該当する場合にあっては幼齢の期間が終了した日から 30 日以内とし、飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあってはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

イ 入れ墨等による識別措置を講じている場合であって、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第 3 条第 3 号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）

ロ 許可の申請の際に現に飼養又は保管をしている特定動物に、既に国際標準化機構が定めた規格 11784 号又は 11785 号に適合しないマイクロチップ（以下「規格外マイクロチップ」という。）が埋め込まれている場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

ハ 特定動物の種類ごとに別表第 4 欄に定める幼齢若しくは小型の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であって、これらの特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

（1）標識の掲出状況を撮影した写真

（2）老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあっては、その事実を証する獣医師が発行した証明書

ニ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチッ

の識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

- ホ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 58 条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第 3 欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
 - ヘ 逸走等をした場合にあってもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
 - ト ハに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
- 二 鳥綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第 3 欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、又は、脚部に識別番号を付けた脚環を装着し、当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真を添付し、飼養又は保管を開始した日から 30 日以内（ハに該当する場合にあっては幼齢の期間が終了した日から 30 日以内とし、飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあってはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。
- イ 翼帯等による識別措置を講じている場合であって、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第 3 条第 3 号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）
 - ロ 許可の申請の際現に飼養又は保管をしている特定動物について、既に規格外マイクロチップが埋め込まれている場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

ハ 特定動物の種類ごとに別表第四欄に定める幼齢の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、これらの特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

(1) 標識の掲出状況を撮影した写真

(2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあっては、その事実を証する獣医師が発行した証明書

ニ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

ホ 学校教育法第58条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第3欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

ヘ 逸走等をした場合にあってもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

ト ハに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内に都道府県知事に届け出る場合

三 爬虫綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第3欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から30日以内（飼養又は保管を開始した日から30日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあってはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

イ 許可の申請の際現に飼養又は保管をしている特定動物について、既に規格外

マイクロチップが埋め込まれている場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

- ロ 特定動物の種類ごとに別表第 4 欄に定める小型の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であって、これらの特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
 - (1) 標識の掲出状況を撮影した写真
 - (2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあっては、その事実を証する獣医師が発行した証明書
- ハ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ニ 学校教育法第 58 条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第 3 欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ホ 逸走等をした場合にあってもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ヘ 専ら食用に供するための飼養又は保管である等、マイクロチップによる識別措置を講じることにより、飼養又は保管の目的を達することに支障が生じるおそれがあると都道府県知事が認める場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ト ロに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼

養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

- 2 前項の規定により都道府県知事に届け出た識別措置の内容を変更した場合にあっては、変更の日から 30 日以内に従前の識別措置の内容と現在の識別措置の内容の対照関係について明らかにした届出書を都道府県知事に提出すること。ただし、当該特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合であって、以下の各号に掲げる方法により識別措置の内容の変更について記録等をしている場合は、この限りでない。

一 飼養又は保管に係る特定動物について、個体ごとの識別措置の内容を記載した台帳を調製し、これを 5 年間保管すること。

二 每年、法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けた日に応当する日（以下単に「許可日」という。応当する日がない場合にあっては、その前日とする。）の属する月の翌月末までに、前年の許可日からその年の許可日の前日までの間に飼養又は保管をした特定動物に係る識別措置の変更に係る情報を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。

（その他の特定動物の飼養又は保管の方法の細目）

第3条 規則第 20 条第 4 号の環境大臣が定める飼養又は保管の方法の細目は、次に掲げるとおりとする。

一 特定飼養施設の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成 18 年 1 月環境省告示第 21 号）第 1 条第 3 号に規定する移動用施設への収容その他の目的で一時的に特定飼養施設の外で特定動物の飼養又は保管をすることとなる場合であって、次に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。

イ 特定飼養施設の外で飼養又は保管をする間、取扱者が立ち会うとともに、十分な強度を有する首輪、引綱等を用いた特定動物の係留等の適切な逸走防止措置を講じていること。ただし、特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に様式第 1 により届け出ている場合にあっては、この限りでない。

ロ 特定飼養施設の外で行う飼養又は保管の時間が、1 時間未満（特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に様式第 1 により届け出ている場合は、目的の達成に必要とされる最低限の時間内）であること。

二 第三者が容易に特定動物に接触しないよう措置を講じるとともに、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり第三者の接触等を禁止する旨を表示した標識を、特定飼養施設又はその周辺に掲出すること。

ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物の飼養又は保管をする場合であって、かつ、観覧者等の安全が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあっては、この限りでない。

三 輸入、譲受け、引受け、繁殖その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から 30 日以内に規則第 20 条第 3 号の識別措置に係る情報と併せて様式第 2 により都道府県知事に届け出ること。ただし、当該特定動物を試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用又は畜産の用に供する場合又は展示を目的とした飼養若しくは保管をする場合であって、次に掲げる方法により識別措置の内容の変更について記録等をしている場合は、この限りでない。

イ 飼養又は保管をする特定動物について次に掲げる情報を記載した台帳を調製し、これを 5 年間保管すること。

(1) 個体ごとの飼養又は保管の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(2) 飼養又は保管をした特定動物の識別措置の内容

ロ 毎年、法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けた日に応当する日の属する月の翌月末までに、前年の許可日からその年の許可日の前日までの間に飼養又は保管をした特定動物に係る次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。

(1) 特定動物の種類

(2) 当該期間に飼養又は保管をした特定動物の総数、当該期間に増減した特定動物の数及びその年の許可日の前日において飼養又は保管をしている特定動物の数

(3) イの(1)及び(2)に掲げる事項

四 みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生じるおそれがある特定動物について、繁殖を制限するための適切な措置を講じること。

別表（第 2 条関係）：略

様式第 1 及び様式第 2：略

○ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

(平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号)

(最終改正：平成 19 年 11 月 12 日環境省告示 104 号)

第 1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないよう努めること。
- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためにには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第 3 共通基準

- 1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応

じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようすること。傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺の生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

- (1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。
- (2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

- (1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。
- (2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

8 危害防止

所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

- (1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。
- (2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
- (3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。
- (4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施錠の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。
- (5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。
- (6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知

し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講じること。

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第4 犬の飼養及び保管に関する基準

1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。ただし、次の場合であって、適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合は、この限りではない。

- (1) 警察犬、狩猟犬等を、その目的のために使役する場合
- (2) 人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いに使役する場合

2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意すること。

3 犬の所有者等は、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

4 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。

5 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守すること。

- (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
- (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。
- (3) 運動場所、時間帯等に十分配慮すること。
- (4) 特に、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬（以下「危険犬」という。）を運動させる場合には、人の多い場所及び時間帯を避けるよう努めること。

6 危険犬の所有者等は、当該犬の行動を抑制できなくなった場合に重大な事故を起こさないよう、道路等屋外で運動させる場合には、必要に応じて口輪の装着等に努めること。

- 7 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等（法第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めること。
- 8 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないように努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第5 ねこの飼養及び保管に関する基準

- 1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。
- 4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めるこ。
- 5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、学校、福祉施設等の利用者が動物の適切な飼養及び保管について正しい理解を得ることができるように努めること。
- 2 管理者は、動物の飼養及び保管の目的、学校、福祉施設等の立地及び施設の整備の状況並びに飼養又は保管に携わる者の飼養能力等の条件を考慮して、飼養及び保管する動物の種類を選定すること。
- 3 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。
- 4 管理者は、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保

管並びに動物による事故の防止に努めること。

- 5 管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。
- 6 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないよう、その予防のための措置を講じるよう努めること。

第7 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないよう十分な配慮を行うこと。

第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又はねこについては、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

○ 展示動物の飼養及び保管に関する基準

(平成 16 年 4 月 30 日環境省告示第 33 号)

(最終改正：平成 18 年 1 月 20 日環境省告示 25 号)

第 1 一般原則

1 基本的な考え方

管理者及び飼養保管者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境に配慮しつつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生活環境の保全に努めるとともに、動物に関する正しい知識と動物愛護の精神の普及啓発に努めること。

2 動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況並びに飼養保管者の飼養能力等の条件を考慮して飼養及び保管する展示動物の種類を選定するよう努めること。また、家畜化されていない野生動物等に係る選定については、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、譲渡しが難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種又は原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれが大きいこと等を勘案しつつ、慎重に検討すべきであること。

3 計画的な繁殖等

管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないよう、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。

4 終生飼養等

管理者は、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、展示動物が終生飼養されるよう努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りではない。なお、展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺

処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 展示 飼養及び保管している動物を、不特定の者に見せること又は触れ合いの機会を提供することをいう。
- (3) 販売 事業者が、動物を譲り渡すことをいう（無償で行うものを含む。）。
- (4) 展示動物 次に掲げる動物をいう。
 - ア 動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物（以下「動物園動物」という。）
 - イ 人との触れ合いの機会の提供、興行又は客よせを目的として飼養及び保管する動物（以下「触れ合い動物」という。）
 - ウ 販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。以下「販売動物」という。）
 - エ 商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物（以下「撮影動物」という。）
- (5) 施設 動物を飼養及び保管するための施設をいう。
- (6) 管理者 展示動物又は施設を管理する者（販売動物の販売を仲介する者を含む。）をいう。
- (7) 飼養保管者 展示動物の飼養及び保管の作業に従事する者をいう。

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、動物の飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。

- ア 展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。

- イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分に認識すること。

- ウ 捕獲後間もない動物又は他の施設から譲り受け、若しくは借り受けた動物を

施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触、展示、販売又は貸出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。

- エ 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。
- オ 異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮した収容を行うこと。
- カ 幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等と共に飼養すること。
- キ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

(2) 施設の構造等

管理者は、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう、次に掲げる要件を満たす施設の整備に努めること。特に動物園動物については、当該施設が動物本来の習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。

- ア 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築すること。

- イ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。
- ウ 過度なストレスがかからないように、適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を備えること。
- エ 屋外又は屋外に面した場所にあっては、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。
- オ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

(3) 飼養保管者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養及び保管並びに観覧者又は購入者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼養及び保管の経験を有する飼養保管者により、又はその監督の下に行われるよう努めること。また、飼養保管者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。

2 生活環境の保全

管理者及び飼養保管者は、展示動物の排せつ物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図ることにより、動物のみならず

人の生活環境の保全にも努めること。

3 危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、展示動物の飼養及び保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ア 施設は、展示動物が逸走できない構造及び強度とすること。

イ 施設の構造並びに飼養及び保管の方法は、飼養保管者が危険を伴うことなく作業ができるものとすること。

ウ 施設について日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動物の数及び状態を確認すること。

(2) 有毒動物の飼養及び保管

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養及び保管する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、展示動物による人への危害の発生の防止に努めること。

(3) 逸走時対策

ア 管理者及び飼養保管者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 26 条第 1 項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある展示動物」という。）が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

イ 管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える等のおそれのある展示動物が逸走した場合には、速やかに観覧者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した展示動物の捕獲等を行い、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(4) 緊急事態対策

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者及び飼養保管者は、緊急事態が発生したときは、速やかに、展示動物の保護並びに展示動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

飼養保管者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、展示動物の飼養及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、観覧者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めるこ

と。さらに、展示動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うように努めること。

管理者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。

5 動物の記録管理の適正化

管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。

6 輸送時の取扱い

管理者及び飼養保管者は、展示動物の輸送に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物の健康及び安全の確保並びに展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

- (1) 展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を探るとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 展示動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を探るとともに、輸送に用いる車両、容器等は、展示動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設へ譲り渡すように努めること。

やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合は、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を探るとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第4 個別基準

1 動物園等における展示

管理者及び飼養保管者は、動物園動物又は触れ合い動物を飼養及び保管する動物園等における展示については、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

動物園動物又は触れ合い動物の展示に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。

ア 障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。

- イ 動物園動物又は触れ合い動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。
- ウ 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。
- エ 生きている動物を餌として与える場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。
- オ 動物園動物又は触れ合い動物を展示施設において繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。
- カ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。

(2) 観覧者に対する指導

動物園動物又は触れ合い動物の観覧に当たっては、観覧者に対して次に掲げる事項を遵守するように指導すること。

- ア 動物園動物又は触れ合い動物にみだりに食物等を与えないこと。
- イ 動物園動物又は触れ合い動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かさないこと。

(3) 観覧場所の構造等

ア 人に危害を加えるおそれ等のある動物園動物が観覧者に接触することができない構造にするとともに、動物園動物を観覧する場所と施設との仕切りは観覧者が容易に越えられない構造にすること。

イ 自動車を用いて人に危害を加えるおそれのある動物園動物を観覧させる場合は、自動車の扉及び窓が常時閉まる構造のものを使用するとともに、観覧者に対して、自動車の扉及び窓を常時閉めておくように指導すること。また、施設内の巡回その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

(4) 展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又は触れ合い動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼養及び保管の環境の確保に努めること。また、移動先にあっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。さらに、人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある展示動物については、第3の3の定めに基づき、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(5) 展示動物との接触

ア 観覧者と動物園動物又は触れ合い動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行われるようになるとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。

イ 観覧者と動物園動物及び触れ合い動物との接触を行う場合には、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。

2 販売

管理者及び飼養保管者は、販売に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう努めること。

(1) 展示方法

販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該施設内の音、照明等を適切なものとすること。

(2) 繁殖方法

遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢の動物又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、その繁殖の回数を適切なものとすること。

(3) 販売方法

ア 販売の方法は、幼齢の動物における社会化期の確保等、販売動物の種類に応じ、その生態、習性及び生理に配慮した適切なものとすること。

イ 販売に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、販売先における終生飼養の実施の可能性を、確実な方法により確認すること。

ウ 販売動物の販売に当たっては、その生態、習性、生理、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、購入者に対する説明責任を果たすこと。また、飼養及び保管が技術的に困難な販売動物については、終生飼養がされにくい傾向にあることから、このような販売動物に関する情報の提供は特に詳細に行うこと。

エ 野生動物等を家庭動物として販売するに当たっては、特に第1の2の定めに留意すること。また、特別な場合を除き、野生動物は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる場合が少なくないこと等から、野生動物、特に外国産の野生動物等を販売動物として選定することについては慎重に行うこと。

オ 必要に応じて、ワクチンの接種後に販売するとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

と。

3 撮影

管理者及び飼養保管者は、撮影に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう努めること。

(1) 撮影方法

動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、撮影の時間、環境等を適切なものとし、撮影動物に過度の苦痛を与えないようにすること。

(2) 情報提供

撮影動物の貸出しに当たっては、撮影動物の健康及び安全の確保がなされるよう、その取扱い方法等についての情報の提供を詳細に行うこと。

第5 準用

展示動物に該当しない動物取扱業が扱う動物の飼養及び保管については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

○ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準

(平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号)

第 1 一般原則

1 基本的な考え方

動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り利用に供される動物の数を少なくすること等により動物の適切な利用に配慮すること、並びに利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって行うことを行なうことを徹底するために、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。また、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺の生活環境の保全に努めること。

2 動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況、飼養者の飼養能力等の条件を考慮して飼養又は保管をする実験動物の種類等が計画的に選定されるように努めること。

3 周知

実験動物の飼養及び保管並びに科学上の利用が、客觀性及び必要に応じた透明性を確保しつつ、動物の愛護及び管理の観点から適切な方法で行われるように、管理者は、本基準の遵守に関する指導を行う委員会の設置又はそれと同等の機能の確保、本基準に即した指針の策定等の措置を講じる等により、施設内における本基準の適正な周知に努めること。

また、管理者は、関係団体、他の機関等と相互に連携を図る等により当該周知が効果的かつ効率的に行われる体制の整備に努めること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 施設 実験動物の飼養若しくは保管又は実験等を行う施設をいう。
- (3) 実験動物 実験等の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (4) 管理者 実験動物及び施設を管理する者（研究機関の長等の実験動物の飼養又は保管に関して責任を有する者を含む。）をいう。

- (5) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (6) 実験実施者 実験等を行う者をいう。
- (7) 飼養者 実験動物管理者又は実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (8) 管理者等 管理者、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者をいう。

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の事項に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

ア 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。

イ 実験動物が傷害（実験等の目的に係るものを除く。以下このイにおいて同じ。）を負い、又は実験等の目的に係る疾病以外の疾病（実験等の目的に係るもの）を除く。以下このイにおいて同じ。）にかかるなどを予防する等必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。

ウ 実験動物管理者は、施設への実験動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な検疫、隔離飼育等を行うことにより、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。

エ 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。

(2) 施設の構造等

管理者は、その管理する施設について、次に掲げる事項に留意し、実験動物の生理、生態、習性等に応じた適切な整備に努めること。

ア 実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、個々の実験動物が、自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を備えること。

イ 実験動物に過度なストレスがかからないように、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

ウ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造とするとともに、実験動物が、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがない構造とすること。

(3) 教育訓練等

管理者は、実験動物に関する知識及び経験を有する者を実験動物管理者に充てるようすること。また、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者の別に応じて必要な教育訓練が確保されるよう努めること。

2 生活環境の保全

管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図ることによって、また、施設又は設備の整備等により騒音の防止を図ることによって、施設及び施設周辺の生活環境の保全に努めること。

3 危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者等は、実験動物の飼養又は保管に当たり、次に掲げる措置を講じることにより、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ア 管理者は、実験動物が逸走しない構造及び強度の施設を整備すること。

イ 管理者は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うこと。

ウ 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施設の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。

エ 実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。

オ 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次に掲げるところにより、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

(i) 実験動物管理者は、実験実施者に対して実験動物の取扱方法についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(ii) 実験実施者は、実験動物管理者に対して実験等に利用している実験動物についての情報を提供するとともに、飼養者に対してその飼養又は保管について必要な指導を行うこと。

(iii) 飼養者は、実験動物管理者及び実験実施者に対して、実験動物の状況を報告すること。

カ 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に關係のない者が実験動物に接すことのないよう必要な措置を講じること。

(2) 有毒動物の飼養及び保管

毒ヘビ等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬

品を備えるとともに、事故発生時に医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、実験動物による人への危害の発生の防止に努めること。

(3) 逸走時の対応

管理者等は、実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を講じること。また、管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行うこと。

(4) 緊急時の対応

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、管理者、実験動物管理者及び実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるように、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

5 実験動物の記録管理の適正化

管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備する等、実験動物の記録管理を適正に行いうよう努めること。また、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別措置を技術的に可能な範囲で講じよう努めること。

6 輸送時の取扱い

実験動物の輸送を行う場合には、次に掲げる事項に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めること。

ア なるべく短時間に輸送できる方法を探ること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。

イ 輸送中の実験動物には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。

ウ 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。

エ 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じること。

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、実験動物が命あるものであることにかんがみ、その有効利用を図るために、飼養又は保管をしている実験動物を他の施設へ譲り渡すよう努めること。やむを得ず実験動物を殺処分しなければならない場合にあっては、動物の処分方法に関する指針（平成7年7月総理府告示第40号。以下「指針」という。）に基づき行うよう努めること。

第4 個別基準

1 実験等を行う施設

(1) 実験等の実施上の配慮

実験実施者は、実験等の目的の達成に必要な範囲で実験動物を適切に利用するよう努めること。また、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、麻酔薬、鎮痛薬等を投与すること、実験等に供する期間をできるだけ短くする等実験終了の時期に配慮すること等により、できる限り実験動物に苦痛を与えないようになるとともに、保温等適切な処置を採ること。

(2) 事後措置

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験等を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合にあっては、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと。また、実験動物の死体については、適切な処理を行い、人の健康及び生活環境を損なうことのないようにすること。

2 実験動物を生産する施設

幼齢又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖の用に供することによる動物への過度の負担を避けるため、繁殖の回数を適切なものとすること。ただし、系統の維持の目的で繁殖の用に供する等特別な事情がある場合については、この限りでない。また、実験動物の譲渡しに当たっては、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、譲り受ける者に対する説明責任を果たすこと。

第5 準用及び適用除外

管理者等は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの基準の趣旨に沿って行うよう努めること。また、この基準は、畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等及び生態の観察を行うことを目的として実験動物の飼養又は保管をする管理者等には適用しない。なお、生態の観察を行うことを目的とする実験動物の飼養及び保管については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月環境省告示第37号）に準じて行うこと。

○ 産業動物の飼養及び保管に関する基準 (昭和 62 年 10 月 9 日総理府告示第 22 号)

第 1 一般原則

管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

第 2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業動物 産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。
- (2) 施設 産業動物の飼養又は保管を行うための施設をいう。
- (3) 管理者 産業動物及び施設を管理する者をいう。
- (4) 飼養者 産業動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第 3 産業動物の衛生管理及び安全の保持

- 1 管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。
- 2 管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。
- 3 管理者及び飼養者は、産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した産業動物に対しては、速やかに適切な措置を講じ、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。
- 4 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の安全の保持及び産業動物に対する虐待の防止に努めること。

第 4 導入・輸送に当たっての配慮

- 1 管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力を勘案し、産業動物を導入するように努めること。
- 2 管理者は、施設への産業動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛生検査を行うように努めること。
- 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

第 5 危害防止

- 1 管理者は、産業動物からの疾病にかかるなどを予防するため、管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うように努めること。
- 2 管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。

3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

第6 生活環境の保全

管理者及び飼養者は、産業動物の排せつ物の適切な処理、産業動物による騒音の防止等生活環境の保全に努めること。

第7 補 則

管理者及び飼養者は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

○ 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置

(平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 23 号)

第 1 所有明示の意義及び役割

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。

第 2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有明示 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講じることをいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条第 1 項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）以外のものをいう。
- (3) 展示動物 動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養又は保管をする動物、人との触れ合い、興行又は客寄せを目的として飼養又は保管をする動物、販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養又は保管をする動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。）及び商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養又は保管をする動物であって、特定動物以外のものをいう。
- (4) 識別器具等 首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等、所有明示をするために動物に装着し、又は施術するものをいう。

第 3 適用対象動物

この告示は、家庭動物等、展示動物及び特定動物に適用する。

第 4 識別器具等の装着又は施術の方法

飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、非常災害時等における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するように努めること。ただし、幼齢な個体又は識別器具等の装着若しくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。また、発育段階に応じ、識別措置等をより適切と考えられる種類に転換し、又は複数の種類の識別器具等を併用することを、必要に応じて行うこと。

識別器具等の種類は次に掲げるものとする。

(1) 基本的な考え方

次の要件を満たすものの中から、動物の特性、飼養及び保管の目的等に応じて、適切と考えられる種類の識別器具等を選択すること。

- イ 動物によって外されにくいものであること。
- ロ 老朽化等により、容易に脱落し、又は消失するおそれの少ないものであること。

ハ 動物の所有者の特定が直接的又は間接的にできるように、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先の情報が付されているものであること。また、その特定が、迅速に、かつ低廉な費用で行うことが可能なものであること。

ニ 記号により所有明示が行われている場合にあっては、その記号は、統一的であり、かつ一意性が確保されたものであること。また、関係行政機関等からの照会に対して、的確に所有者に係る情報（以下「所有情報」という。）を連絡できる体制が、公的な性格を有する団体等によって全国規模で整備されているものであること。

(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

装着し、又は施術する識別器具等は、動物の区分により、次に掲げるところにより選択すること。

イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的变化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあっては、補完的な措置として、可能な限り、マイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

ロ 特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高いことから、厳格な個体の管理が必要である特定動物については、原則としてマイクロチップ（鳥綱に属する動物にあってはマイクロチップ又は脚環）を装着することとし、その細目は特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月環境省告示第22号）に規定するところによること。ただし、マイクロチップを装着することが困難である場合にあっては、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付された入れ墨、脚環等によること。

第5 動物の健康及び安全の保持

識別器具等の装着又は施術に当たっては、動物に過度の負担がかからない方法で行うこと。特にマイクロチップ等のように、その装着又は施術に当たって外科

的な措置が必要な識別器具等に関しては、可能な限り獣医師等の専門家によって装着され、又は施術されること。

また、識別器具等の装着状態について定期的に観察し、動物の健康及び安全の保持上支障が生じないようにすること。

第6 識別器具等及び所有情報の点検

動物の所有者は、識別器具等の破損等の状況に関して、定期的に点検を行うこと。また、住所等の所有情報に変更が生じ、又は動物が死亡した場合は、速やかにその更新又は管理者（識別器具等に記号により付された所有情報を管理する者をいう。以下同じ。）への連絡を行うこと。

第7 関係行政機関等の責務

関係行政機関にあっては、所有明示に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップの情報の読み取機（リーダー）を収容施設等に配備する等により、識別器具等に記号により付された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。

また、管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるよう、管理者間で情報を共有する体制の整備等について、連携して協力を行うこと

。

○ 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置

(平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 26 号)

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 35 条第 1 項及び第 2 項の規定による犬又はねこの引取り並びに法第 36 条第 2 項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物及び動物の死体の収容に関する措置は、次によるものとする。

第 1 犬及びねこの引取り

- 1 都道府県等（法第 35 条第 1 項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又はねこの引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、引取りの場所等について、住民への周知徹底に努めること。また、都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取りを行うように努めること。
- 2 都道府県知事等は、所有者から犬又はねこの引取りを求められたときは、終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底を図る観点から、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言に努めること。
- 3 都道府県知事等は、法第 35 条第 2 項の規定による引取りを求められた犬又はねこが明らかに遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）第 12 条に規定する逸走の家畜に当たると認められる場合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すよう当該犬又はねこの引取りを求めた者に教示すること。
- 4 都道府県知事等は、法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、引取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等）を台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該台帳に記入した事項を通知するとともに、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 8 項の規定に準ずる措置を探るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあっては、この限りでない。
- 5 都道府県知事等は、法第 35 条第 2 項の規定により引き取った犬又はねこについて、マイクロチップ等の識別器具等の装着又は施術の状況について確認するよう努めること。ただし、識別器具の装着ができないと考えられる幼齢の犬又はねこについては、この限りではない。
- 6 都道府県知事等は、法第 35 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き取った犬又

はねこについて、必要に応じて治療を行うこと。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与え、若しくは長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあっては、この限りでない。

第2 負傷動物等の収容

- 1 法第36条第2項の規定による動物及び動物の死体の収容は、都道府県知事等が、施設の収容力及び構造並びに人員の配置状況、当該地域における疾病にかかり、若しくは負傷した動物（以下「負傷動物」という。）又は動物の死体（以下「負傷動物等」という。）の発生状況等を踏まえ、法第44条に規定する愛護動物のうちから適切に選定して行うように努めること。
- 2 都道府県知事等は、法第36条第2項の規定による通報があったときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、負傷動物等を迅速に収容するよう努めること。
- 3 第1の3から6までの規定は、都道府県知事等が負傷動物等を収容した場合について準用する。

第3 保管、返還及び譲渡し

- 1 都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き取り、又は負傷動物を収容したときは、その健康及び安全の保持等を図る観点から、構造等が適正な施設及び方法によって保管すること。
- 2 都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物（以下「保管動物」という。）のうち、所有者がいると推測されるものについては公報、インターネット等による情報の提供等により、また、標識番号等の明らかなものについては登録団体等への照会等により、当該保管動物の所有者の発見に努めること。
- 3 所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。
- 4 保管動物の飼養を希望する者の募集は、近隣の都道府県知事等との連携を図りつつ、できる限り広域的に行うように努めること。この際、保管動物に関する情報の提供については、インターネット等の活用により広域的かつ迅速に行われるよう努めること。
- 5 保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。
- 6 施設における保管の期間は、できる限り、保管動物の所有者、飼養を希望する者等の便宜等を考慮して定めるように努めること。
- 7 保管動物の飼養を希望する者の募集、保管動物の譲渡し後の飼養の状況を確認

するための調査等の業務については、必要に応じて動物愛護推進員、動物の愛護を目的とする団体等との連携を広く図りつつ行うように努めること。

- 8 保管動物の所有者及び飼養を希望する者の便宜を考慮して返還及び譲渡しを行う場所等の指定を行うとともに、それらについて周知に努めること。

第4 処分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者又は動物を教育、試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡し及び殺処分とする。

第5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより、処理すること。ただし、化製その他の経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。

第6 報告

都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別記様式により、環境省自然環境局長に報告すること。

○ 動物の殺処分方法に関する指針

(平成 7 年 7 月 4 日総理府告示第 40 号)

(最終改正：平成 19 年 11 月 12 日環境省告示 105 号)

第 1 一般原則

管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならない場合にあっては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象動物 この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項各号に掲げる動物
- (2) 殺処分動物 対象動物で殺処分されるものをいう。
- (3) 殺処分 殺処分動物を致死させることをいう。
- (4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦惱、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。
- (5) 管理者 殺処分動物の保管及び殺処分を行う施設並びに殺処分動物を管理する者をいう。
- (6) 殺処分実施者 殺処分動物の殺処分に係る者をいう。

第 3 殺処分動物の殺処分方法

殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

第 4 補則

- 1 殺処分動物の保管に当たっては、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成 14 年環境省告示第 37 号）、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（平成 16 年環境省告示第 33 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号）の趣旨に沿って適切に措置するよう努めること。
- 2 対象動物以外の動物を殺処分する場合においても、殺処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。

別記様式 : 略